

神戸市認知症施策推進計画について

1. 概要

令和6年12月に策定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」)」において、市町村は「実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない」と記載されている(法第13条の1)。

2. 計画策定方針

認知症基本法において、市町村計画は各計画と調和を保たれたものでなければならないとされている(法第13条の2)ことから、令和9年度～令和11年度の神戸市認知症推進基本計画は、令和6年度～令和8年度と同様、神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画と一体の計画として策定する。(第10期(令和9年度～令和11年度)計画)

3. 策定スケジュール

開催時期	項目
令和8年9月	認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会(計画案の検討)
令和8年9月～10月	企画・調査部会、介護保険専門分科会(計画案の検討)
令和8年12月	パブリックコメント 市民福祉調査委員会
令和9年1月～2月	企画・調査部会、介護保険専門分科会(計画案の審議・確定)
令和9年4月	計画開始

4. インタビューの概要

認知症基本法において、「計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない」(法第12条の3, 法第13条の3)とされており、また、国の認知症基本計画においても、「地域の実情や特性をいかした取組を、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進することが重要である」と記載されている。

そこで、認知症の人やその周囲の人々の声をお聞きし、施策に反映させていくため、今年度4月から5月にかけて、認知症のご本人・ご家族を対象に、インタビューを実施した。

実施期間：令和8年4月30日～5月21日

対象者：あんしんすこやかセンター・認知症カフェで関わりがある認知症の本人および家族等
(あんしんすこやかセンター・認知症カフェへ対象者の紹介を依頼)

人数：本人6人、家族9人(あんしんすこやかセンター経由7人、認知症カフェ経由8人)

5. インタビューの要約

・同じ境遇ではない方には分かってもらえない。 ・認知症に対する理解がまだ浸透していない。 ・認知症の研修を受けていたため誰でもなりうるものという理解があった。	市民啓発 認知症についての理解・ イメージ
---	-----------------------------

・親族に認知症の方がいたため、介護の経験があり診断を前向きに受け止めた。 ・気軽に声をかけられる街づくりをしてほしい。 ・認知症について隠すことはないという考えである。近所の人が普通に接してくれていてありがたい。 ・認知症の家族がいるが、ゴミ出しや荷物を持ってくれるなど、できることは手伝ってくれる。 ・本人は一人暮らしを続けたいという強い希望があり、それを尊重している。良い時には普通の話ができる瞬間があり、「綺麗にしてくれてありがとう」と言ってくれることもある。	
・民生委員として地域の認知症に関する相談を受ける立場でもあり、早期受診の重要性を伝えている。	診断助成制度
・認知症と診断された後にどうしたらいいのか分からなかった。 ・介護サービスの一覧表や金銭的支援の情報がほしい。	地域資源の周知
・同じような境遇の人と話せばよい。 ・(すでに認知症カフェに参加されている方から)気持ちが分かってもらえる・気が晴れる・本音を言える。 ・認知症カフェに参加したいが、日程や時間の都合がつかない・遠い。 ・認知症カフェでも、それぞれ特色が違い、本人に合う・合わないがある。 ・認知症カフェが知られていない。 ・外出時は本人が楽しそうにしている。	交流拠点
・外出時の安心材料として活用している。	みまもりシール

6. インタビューの結果、見えてきた課題

・認知症の本人・家族を支える地域資源の周知、認知症への理解と知識を広めるための取り組み、地域における当事者同士の交流の場の充実 等

7. 計画素案

・資料 10-2

8. 計画素案の主な追加点

(1) 前文

- ・認知症基本法の理念の記載
- ・本人・家族へのインタビューの実施と見えてきた課題の記載

(2) 第1節「予防及び早期介入」

①＜取り組みの方向性(課題)＞

- ・予防の考え方を追記

② 診断助成制度

- ・認知症新薬の投与対象かどうかの診断費用も助成対象としている旨を追記

(3)第2節「事故の救済及び予防」

①事故救済制度(認知症神戸モデル)

- ・「みまもりシール」を配布している旨を追記

(4)第3節「治療及び介護の提供」

①認知症ケアパスの普及啓発

- ・「認知症に関する相談窓口を知っている割合」の目標を新たに設定

(5)第4節「地域の力を豊かにしていくこと」

①<取り組みの方向性(課題)>

- ・「新しい認知症観」の追記

②市民啓発

- ・認知症に対するイメージ(認知症になっても今まで暮らしてきた地域で生活できる)の目標を新たに設定

③若年性認知症の方への支援充実・社会参加促進

- ・産業医を対象とした研修の実施の追記

④全体総括

- ・「神戸は認知症になっても安心して暮らし続けられるまちだと思ふ人の割合」目標を新たに設定

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の**実現に寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

- ①【**認知症の人に関する国民の理解の増進等**】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深められるようにする施策
 - ②【**認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進**】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【**認知症の人の社会参加の機会の確保等**】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【**認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護**】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【**保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等**】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【**相談体制の整備等**】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【**研究等の推進等**】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
 - ⑧【**認知症の予防等**】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討